

専門実践教育訓練給付制度のご案内

「専門実践教育訓練給付制度」の対象講座として、次の3学科が厚生労働大臣より指定を受けました。

指定学科(修了期間3年)

鍼灸指圧科

鍼灸科第二部

柔道整復科第二部

専門実践教育訓練給付制度とは？

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する講座(専門実践教育訓練)を受講し修了した場合、ご本人が支払った教育訓練費の一定割合に相当する額をハローワークから支給される制度です。

利用できる方

受講開始日(4月1日)まで通算して雇用保険の被保険者期間が2年以上あって、在職中もしくは、離職後1年以内の方になります。
※受給には、一定の要件を満たす必要があり、どなた様でも適用する制度ではありません。詳細はお問合せください。

ステップ
1

専門実践教育講座の指定学科を受講した方に支給

教育訓練経費の

40%

ステップ
2

修了後に資格取得して1年以内に一般被保険者として雇用された方

教育訓練経費の

20%

合計最大

60%

がハローワークより支給されます。



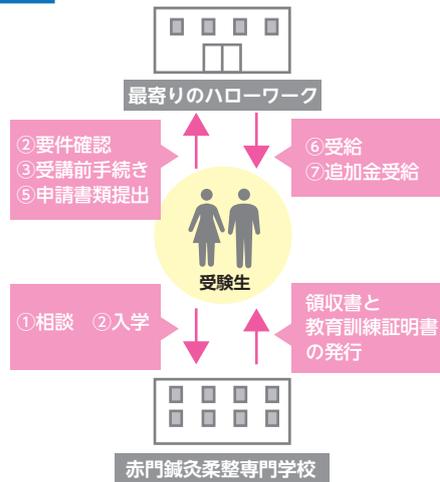
対象学科と支給額の例

修了後に資格取得し、1年以内に被保険者として雇用された方に支給

	年間支給額	3年間合計費用	3年間合計支給額	卒業後の支給額
鍼灸指圧科	給付金対象額 入学金 40万円 授業料(年間) 86万円 合計 126万円 給付金対象外 施設・管理費(年間) 14万円 教育訓練費の40% 32万円(年間上限額)	298万円 施設・管理費 42万円 教科書・実技用具代等として、初年度のみ 30万円	96万円	教育訓練費の20% 48万円(年間上限額)
鍼灸科第一部	給付金対象額 入学金 30万円 授業料(年間) 76万円 合計 106万円 給付金対象外 施設・管理費(年間) 12万円 教育訓練費の40% 32万円(年間上限額)	258万円 施設・管理費 36万円 教科書・実技用具代等として、初年度のみ 20万円	96万円	教育訓練費の20% 48万円(年間上限額)
柔道整復科第二部	給付金対象額 入学金 30万円 授業料(年間) 76万円 合計 106万円 給付金対象外 施設・管理費(年間) 12万円 教育訓練費の40% 32万円(年間上限額)	258万円 施設・管理費 36万円 教科書・実技用具代等として、初年度のみ 20万円	96万円	教育訓練費の20% 48万円(年間上限額)

ハローワークの手続きについて

- ハローワークへの手続きは、原則、受講開始日の1ヶ月前までに行ってください。
- ハローワークへの手続きの締め切りの関係上、3月の出願者については、教育訓練給付金の申請が出来ませんので、予めご了承ください。



教育訓練支援給付金について

※昼間部の鍼灸指圧科受講の方のみ

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給できる方のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、訓練期間中の生活をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」が支給されます。その間の生活費の補助として、失業保険で算定される基本手当の50%が合わせて支給されます。これらの金額は、すべて政府の固定予算から支給になりますので、返済いただく必要はございません。



学校法人
赤門宏志学院

赤門鍼灸柔整専門学校

青葉山本校舎 〒980-0845 仙台市青葉区荒巻青葉 33-1 TEL. 022-222-8349 FAX. 022-222-3797
 国分町校舎 〒980-0803 仙台市青葉区国分町一丁目 6-7 TEL. 022-217-7065 FAX. 022-266-9950

ご希望の方に、学校案内パンフレットをお送りします!

<http://www.akamon.ac.jp/>



赤門鍼灸柔整専門学校

検索

